

移民正義論は何を考えるべきか：
ウェルマンとコールの対論を手掛かりにして

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-06-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 横濱, 竜也 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00009555

移民正義論は何を考えるべきか

—ウェルマンとコールの対論を手掛かりにして

横濱 竜也

本稿の目的は、移民をホスト国社会にいかに入らせるべきかについて、我々の現在の関心を素描することにある。改めて述べるまでもなく、移民をいかに受け入れるべきかは、近時先進国において喫緊の関心事となっている。本稿では、この問いに取り組む手掛かりを得るために、C・H・ウェルマンとP・コールによる対論（『移民倫理を討論する—排除の権利は存在するか』(Wellman and Cole 2011)）、以下『排除の権利』と略記する）を検討することにした。

本論に入るまえに、本稿の構成について述べておきたい。第一節では、ウェルマンとコールの対論の紹介と検討に先立ち、移民正義をめぐる問題状況を、断片的ではあるが示す。第二節では、『排除の権利』におけるウェルマンとコールの対論を、他の移民正義論を加味しつつ検討する。第三節では、対論を踏まえて、我々が今後何を考えるべきかを展望したい。

一 問題状況

移民の受け入れをめぐる、しばしば引き合いに出されるのが、スウェーデンである。スウェーデンは、ヨーロッパでもっとも移民受け入れに対して積極的な国の一つとして知られる。移民に対して、教育や社会福祉などの公的サービスの受給権をネイティブの国民と同等に保障するだけでなく、移民の子どもたちにスウェーデン語教育のみならず、子どもたちの両親の母語の習得をも公費で補助している。国民に占める外国生まれ人口が一七％に達する現状は、このような多文化主義的統合の結果ともいえるだろう(渡辺 二〇一三)。

しかし、極右政党(スウェーデン民主党)の台頭や、二〇一三年五月のストックホルム郊外で起こった移民の暴動などをきっかけにして、スウェーデンの移民受け入れがどれだけ成功しているのか問われ始めている。とくに、雇用における格差——移民は製造業や飲食業、介護などに従事することが多く、失業率も高い——や移民の集住化が問題となっている。

ドイツも移民を多く受け入れてきた国である。国民に占める「移民の背景のある人口」——移民第二世代、第三世代を含む——は、二〇一一年で一九・五％である(そのうち、第一世代は一〇％程度)。六〇年代の高度成長期、労働力需要を満たすために、トルコ人を中心とする移民が、ガスタルバイターとして大量に受け入れられ、彼らが定住化した。オイルショック以降は外国人労働者の受け入れはストップしたが、移民の家族呼び寄せや一九八九年以降の東欧からの経済移民などにより、移民人口は増加している。

現在のドイツの移民政策の特徴として、二〇〇五年の移住法の下での「統合コース Integrationkurs」がある。ドイ

ツ国内に移住する外国人には、六〇〇時間のドイツ語コースとドイツの文化や歴史、価値観を学ぶ三〇時間のオリエンテーションコースへの参加、および修了認定のためのテスト受験が義務付けられている。その目的は、彼らがドイツ社会で自立的に生きていくために必要最低限のドイツ語能力を身につけることにある。しかし、統合コースへの不参加やドロップアウトが問題となっている（小林 二〇〇九）。

以上のスウェーデンとドイツの事例から示唆されるのは、次のことであろう。望ましい移民政策を考えるうえで重要なのは、単に移民をホスト国に受け入れるべきか否かではない。彼らがホスト国社会の一員として受け入れられるためにいかなる対応がなされるべきかである。つまり、移民をホスト国社会に包摂していくために、いかなる施策を講じるべきかこそが、移民正義論の主要な課題である。

かたや日本に目を向けると、日本の入管政策をめぐる状況は以下のようなものである（明石 二〇〇九）。一九八九年入管法改正により、在留資格「定住者」を新設された。しかし「単純労働」を目的とする入国のための在留資格を設けられなかった。その一方で一九九〇年に、法務省告示により団体監理型の研修生受け入れがなされ、一九九三年には技能実習制度が導入された。その際に取沙汰されたのは、もっぱら移民の受け入れが日本にどのような利益・不利益をもたらすかであった。一方では、アジアからの労働力の受け入れが、経済的効率性や人を介した技術移転の促進に適うとする議論がなされ、他方では、高齢者や女性の雇用に悪影響をもたらす設備投資や技術革新による合理化を阻害するという懸念が示された。

一九九〇年代末から二〇〇〇年代前半になると、将来的な生産年齢の減少を踏まえて、介護・看護分野での外国人労働者の受け入れを促進すべきという主張が、経済界からなされるようになったが、それが移民政策の変化をもたら

すことはなかった。しかし他方で、とくに二〇〇〇年代初頭、労働需要が拡大するなかで、研修・技能実習制度への依存が顕著となる。研修制度での新規入国は、二〇〇〇年で五四、〇〇〇人、二〇〇五年で一〇万人、そのうち技能実習へ移行した者は、二〇〇〇年で二万人弱、二〇〇五年で五万人超に達することになったのである。

この状況を受けて、二〇〇〇年代後半以降、研修・技能実習制度や日系人の受け入れではなく、日本語能力や職務上の技能による受け入れへ転換すべきという提案がなされるようになる(二〇〇六年法務省PT「今後の外国人の受け入れに関する基本的な考え方」、二〇〇八年自民党PT「外国人短期就労制度」の創設の提言)。そして、二〇〇八年五月日本とインドネシアの経済連携協定が発効し、看護師や介護士になることを目指す二〇五名のインドネシア人が来日した。日本の入管政策も、ようやく外国人労働者を本格的に受け入れていく方向へ舵を切ることになったのである。

そうなった以上、労働需要に対する場当たりのな対応に終始してはならないだろう。日本がいかなる移民政策をとるべきか、とくに就労目的の移民をいかに受け入れていくべきかを、真正面から問わなくてはならない。

二 開放国境論をめぐる対論

いかに移民を受け入れるべきかを考える際、現代正義論では、いわゆる「開放国境論(open border theory)」の評価が最大の係争点の一つである。開放国境論とは何か。その主導的論者であるJ・カレンズの中心的主張を端的にまとめれば、以下のとおりである。すべての個人は移動の自由を有している。その自由は国境の内に限定されるもので

はない。移民の受け入れを拒むのは、この移動の自由を不当に制約するものである。したがって、我々は移民がホスト国に滞在する権利を認めるべきであり、その権利を制約する移民政策を斥けるべきである。一言でいえば、我々は移民に対して国境を開放すべきである（Carens 2010: Ch. 1）。

カレンズの開放国境論は額面通り受けとれるならば、きわめてラディカルな主張である。一で例示したような移民政策は、彼の主張に抵触する。少なからぬ先進国民は、開放国境論を受け入れることに逡巡するだろう。しかしその逡巡にどのような哲学的根拠があるのか示さないかぎり、先進国民は不当に現状に甘んじようとしていると批判されても仕方ない。それでは、開放国境論を論駁することはできるのだろうか。できるとして、その哲学的根拠は何であろうか。『排除の権利』でウェルマンが試みるのは、これらの問いへの応答であり、コールはウェルマンの議論を受けて、開放国境論を擁護しようとする。以下、順に紹介と検討を行いたい。

1 開放国境論批判——結社としての国家

ウェルマンは、国家を結社として理解することで、国家が移民を選別・排除する権利を有することを正当化しようとする。どういうことか。まずゴルフクラブの例から考えてみよう。クラブの会員資格をクラブの会員が決めることは、正義にまったく抵触しない。会員権を買えない者が不満をもったとしても、彼を会員にする義務がゴルフクラブにあるとはいえない。結社の自由とはそういうものであるからだ。結社の会員資格は結社の会員が自由に決めてよい。しかし結社がつねに成員の自由意思で形成されるわけではない。例えば、家族や宗教集団の場合、一定の関係性や信条があれば、望むと望まぬとによらず結社に帰属することになりうる。そこでは個々人が結社に属する経緯は、自

由意思によるものではない。国家の場合もそうである。それでも成員資格を国民の選択に委ねるといのでよいのだろうか。

ウェルマンはYESと答える。なぜか。最大の理由は、個人の自己決定の尊重にある。結社の成員資格は結社の性格を左右するものである。たとえ自ら選んで成員になったわけではなくとも、所属する結社の性格を決める権限は現在の成員に留保される。結社のあり方を自ら決められることは、個々人の生の自律に結び付いているからである(Welman and Cole 2011: 29-34)。

このようにして、ウェルマンは国家を結社のアナロジーで捉え、移民を受け入れるかどうかはホスト国の国民の判断に委ねられるべきだと説く。ホスト国が移民の受け入れを制約し、移民の移動の自由が制限されることになったとしても、それは正義に反するものではないのである。しかしこのような議論が本当にまかり通るのであるか。自国に満足に収入が得られる働き口がなく、先進国に移住してくる途上国民からすれば、先進国に受け入れられるかどうかは死活問題である。それでもなお、移民の受け入れを拒むことを正義は許すのだろうか。さらにそもそも、安定的な収入があるかどうかとは関係なく、個人には移動の自由があり、どこで生活するかを選ぶ権利が与えられるべきではないのか。

ウェルマンは、これらの反論に答えて、国家の排除の権利を擁護しようとする。どのように応答しているか見ていこう。

(a) 平等論からの反論への応答

平等論から開放国境論を支持する有力な議論として、次のようなものがある。我々がどの国に生まれ育つかは運次

第である。たまたま先進国——例えばノルウェー——に生まれ、生活していくのに困らないAと、たまたま貧困国——例えばチャド——に生まれ、生きていくのに必要最小限の財すら手に入らずにいるBがいる。AとBの境遇の違いをもたらししたのは、運である。Bは不運の結果貧困にあえぐことになる。このような状況は、あらゆる人間が平等に扱われることを求める正義に反しているのではないか。むろん、自ら望んで行った行為の結果、生活に困る結果となつたというのであれば話は別である。しかし、本人にとってはいかんともしがたい運で、まともな生活ができるかどうか左右されるのは、正義にもとる。

ここでチャドのある国民が、貧困から抜け出すために、ノルウェーへの移住することを求めたとしても。彼らを一刻も早く貧困から救い出すために、入国を認めるとするのが正義に適用のではないのか。ノルウェーがチャドからの移民の入国を拒むことは不正ではないか (Wellman and Cole 2011: 57-58)。

運の平等論に依拠して、ホスト国の移民受け入れ義務を正当化するこのような議論に、どのような応答が可能か。ウェルマンは以下の二点を説く。

① 国際的分配的正義の要請

我々は国を越えた不平等を是正すべき義務を負う。先進国民、途上国民問わず、絶対的貧困の下に置かれる状況を放置することは許されない。また、ただ貧困から脱却できれば足りるというわけではない。全ての人間に基本的人権が保障されるべきである (Wellman and Cole 2011: 64-68)。

② 排除の権利の正当性

他方で、①が満たされるかぎりにおいて、全ての国は移民の受け入れを拒否する権利を有する。その根拠は次のと

おりである。たまたまスウェーデンに生まれたが、人生の目標を実現するためにノルウェーに移住することを求めている者がいるとしよう。彼女がノルウェーで生活できるかどうかは、彼女の自律にとって極めて重要な条件である。しかし、ノルウェーが彼女の入国を認めなかったとしても正義に反しない。なぜなら、我々にとって大切なのは、単に全ての人が自らの望む場所で生活することではないからである。個人が平等に善き生を営めるようにするためには、関係性独立的 (relationship-independent) な財、例えば個人個人の財産権の保障や公平性だけでは足りない。個人がどのような関係性の下に置かれているかが極めて重要である。ある人々が他の人々から一方的に支配し搾取されるような関係にあるというのでは、彼らの善き生は成り立たない。そうだとすれば、我々は、関係性独立的な財だけでなく、関係性依存的 (relationship-dependent) な財の平等に配慮しなくてはならない。とくに集団的自己決定権——自らが所属する集団のあり方を決定する権利——を、成員が平等に有することが必要である。

関係性依存的な財の平等に注目するこのような議論を、関係的平等論と呼ぶ。関係的平等論に基づけば、運の平等から移民の受け入れを求める議論は成り立たない。なぜなら、集団的自己決定権のなかには、誰を集団の成員とするかの決定権も含まれるからである。成員資格は集団の性格を決める重要な条件である。そして国家の場合でも同様である。国家についても、誰を成員とし誰をそうしないかを決める権利が国民に与えられる必要がある (Wellman and Cole 2011: 61-64)。

(b) リバタリアニズムからの反論への応答

以上の議論を踏まえて、運の平等論による移民受け入れ義務の正当化が不十分だということになったとしよう。そうであっても、排除の権利が正当化されたことにはならない。なぜなら、移民受け入れ義務は、個人の移動の自由

直截訴えることでも正当化できるからである。とくに個人の財産権の制約を最小化すべしと説くリバタリアニズムならば、国民の集団的自己決定権なるものにより排除の権利を認める議論にまったく魅力を見出さないだろう。例えば、ホスト国の企業が外国人Xと雇用契約を結び、ホスト国に呼び寄せたとしよう。Xの入国を拒むことは、企業を構成する個人々の財産権を制約することになる。そうであれば、リバタリアニズムはXを排除する権利をホスト国に認めることなどありえなさ（Wellman and Cole 2011: 79-80）。

ウェルマンは、以上の議論に対して次のように答える。たとえリバタリアニズムであっても、個人の財産権は絶対不可侵のものとして捉えることはできない。リバタリアニズムが国家に求める役割——例えば国防や警察、裁判など最低限の社会秩序維持——に抵触するような財産権行使は、制約されてしかるべきであろう。そうだとすれば、リバタリアニズムであっても、移民の入国により、ホスト国の権利保障にいかなる影響がもたらされるかを考えることは不可欠である。ホスト国民の権利の保障に大きな負担を与えるような移民の受け入れを認めなくてはいけないいわれはないのである（Wellman and Cole 2011: 87-88）。

2 開放国境論擁護——国家は結社ではない

1で述べたウェルマンの開放国境論批判はどこまで成功しているだろうか。コールは次のような疑問を投げかける。第一に、国家を結社に類するものとして扱うことで、国家の排除の権利を根拠づけようとするウェルマンの議論には、限界がある。私的な結社については、ある結社に属する自由が制限されたとしても、別の結社に所属する自由が致命的に奪われる場合は少ない。ゴルフクラブの例を用いれば、あるクラブに入れなかったとしても、別のクラブに入る

余地はなくならない。家族についても、ある相手とパートナーになれなかったとしても、別のパートナーと所帯を持つことは十分可能である。

しかし国家の場合、事情は同じではない。ある国Xが入管政策に基づいて移民の受け入れを拒否したとしよう。移民たちには、別の国で受け入れられる可能性が残されているのだから、Xの入管政策は不当ではないといえるだろうか。そうは考えられない。なぜなら、移民がどの国に属するかについては、個人が私的結社に属する場合と比べて、圧倒的に選択肢が少ないからである。仮に国家を結社に類するものとして扱うとしても、個人に平等に国家という「結社」に属する自由を認めるならば、ホスト国に移民を排除する権利を与えてはならないのではないか¹ (Wellman and Cole 2011: 186-187)。

ウエルマンの他の議論についても疑義がある。1の論点(a)と(b)についてまとめよう。

(a) 関係的平等はどこまで排除の権利を正当化できるか

正義が人々の関係に関心を持つとする関係的平等論をとるべきかどうかは、議論が分かれるところである。しかし仮に関係的平等論に与したとしても、排除の権利は常に正当化されるとは限らない。個人間のあいだの支配や搾取の関係は、国境を越えても存在しうるからである。とりわけかつての植民地と宗主国のあいだについては、植民地支配

¹ コールの議論に依拠すれば、移民に成員資格を与える条件については、次のように考えることになろう。彼らが入管法制が定める条件に合致しているかどうかではない。彼らがホスト国とどれだけ強い結びつきをもっているかである。例えばホスト国で子ども時代から育った場合やホスト国民と結婚した場合にもそれは認められるが、そうでなくてもある程度長期にホスト国に滞在し生活すれば、結びつきは成り立つものと考えられる。一定期間——例えば五年以上——滞在している移民は、たとえ不法移民であっても、もはやホスト国の成員である (Cf. Carens 2010: 8-21)。

がもたらした損害の補償の問題が残っているだろう。補償のより実効的な実現の方法として、移民の受け入れが必要である場合、かつての宗主国には排除の権利は存在しないはずである (Wellman and Cole 2011: 220-225)。

(b) 完全なメンバーと一時的メンバーの相対性

個人の移動の自由が絶対的なものではないというウェルマンの主張はその通りかもしれない。しかし、その主張が実際にどのような移民受け入れの制限を正当化しうるのかは定かでない。就労目的で一時的に滞在する移民に関しては、ホスト国の生活保障に対してもさほどの負担をもたらさないかもしれない。しかも、いったんホスト国で生活しはじめた移民は、ホスト国民と一定の関係を結ばざるをえない。そうなると、ウェルマンは次のような問いに答えなくてはならないだろう。移民とホスト国民の関係性と、ホスト国民相互の関係をわけて、関係的平等論が関心を持つのは後者のみであることに、いかなる根拠があるのか (Carens 2011: Ch. 4)。

3 対論の評価

以上のウェルマンとコールの対論をどのように評価すべきか。我々は、開放国境論批判のうち、結社の自由に基づく排除の権利の正当化については、コールの反論が当たっていると考える。また集团的自己決定の重要性から排除の権利を裏付けようとする議論についても、成功しているとは思えない。仮に集团的自己決定の重要性を認めたとしても、全ての個人に平等にその権利を保障すべきであって、先進国民だけがそれを享受している状態は正義に反する。

しかし、ウェルマンの議論のうち、(b)は考慮に値すると思われる。なぜなら、入国を許されたからといって、移民のホスト国での生活基盤が保障されるわけではないからである。移民にとっては、入国だけであれば十分であるわけ

では全くない。安定的な就労と所得が得られるかどうか、子どもたちへの教育がホスト国で十分に与えられるかどうか、望ましい移民受け入れを考える上で極めて重要である。問題は、そのコストをいかに賄うべきかである。この点を考えるための材料として、三ではオランダにおける移民政策について、水島治郎『反転する国民国家——オランダモデルの光と影』を手掛かりにして、瞥見したい。

三 国境を越えた人々をいかに処遇すべきか

一九九〇年代に至るまで、オランダは失業対策や女性・高齢者への就労保障に対して手厚い国として知られてきた。そのオランダが、二〇〇〇年代、移民に対して排他的な政策をとるようになる。とりわけ、第二次バルケネンデ政権における移民政策、なかでもトルコを除くイスラム諸国からの移民に対する政策に、それは顕著である。例えば、「外国における市民化法」において、結婚や家族招致による移民にオランダ語とオランダ社会に関する知識や価値に関する試験を課し、さらに新「市民化法」においては、オランダに居住する外国人の「市民化義務」を定め、彼らに同様に課された（水島 二〇一二：一五二—一五四）²。

なぜこのような移民政策がとられるに至ったのか。水島治郎は、その主要因を、「参加」型社会への転換に求める。

² 一定額以上の賃金所得を得る見込みがある外国人には優遇措置が与えられている。

「参加」型社会とは何か。それは、国民に雇用・福祉政策において労働市場への「参加」を求め、「参加」しない人々には給付を停止すべきであるという考え方である。「参加」の義務を果たして初めて、福祉給付を受ける権利が与えられる。就労へ向けた活動をせずに福祉給付を受けることは許されない。このような考え方に基づけば、言語や文化のハードルが原因であったとしても、「参加」が困難な非西洋圏出身の移民には、福祉給付がなされるべきでない。それは、ネイティブの国民が就労せずに社会福祉の恩恵だけあずかることが許されないと同様である。

このようなオランダの移民政策は正義に適合しているといえるだろうか。我々は、「参加」は移民にとって欠かせない条件であると考ええる。移民がホスト国民と実質的に平等に扱われるためには、前者が後者と平等に労働市場へ参加できるようになることが必要である。肝心なのは、移民の「参加」を誰がいかんにかに保障するかである。すでにオランダに定住している移民が、自力で「市民化義務」を果たせないからといって、国外に追い出すことは安易に許されるべきではないだろう。追い出された移民が、生活基盤を失ってしまうような移民政策は、関係的平等論に立ったとしても認められない。

しかし、新しくホスト国に移住してくる移民については話が別である。移民に一定の「参加」能力——ホスト国で就労していくために必要な言語能力や制度の理解——を求め、ホスト国社会に包摂していくことが必要である。肝心なのはその費用を誰が負うべきかである。新「市民化法」のように移民に費用の全部を負担せるとすれば、それを賄いきれない者は排除されることとなる。現状、途上国の貧困の問題が解決していないところでは、そのような対応は移民にとってあまりに酷であると思われる。そうであるとすれば、少なくとも当座のところは、国際的分配的正義に基づく再分配の一環として、ホスト国側が費用を負うべきであろう。

【文献】

CARENS, Joseph H. (2010) *Immigrants and the Right to Stay*, A Boston Review Book.

CARENS, Joseph H. (2013) *The Ethics of Immigration*, Oxford U.P.

MOORE, Margaret (2015) *A Political Theory of Territory*, Oxford U.P..

WELLMAN, Christopher H. and COLE, Phillip (2011) *Debating the Ethics of Immigration: Is There a Right to Exclude?*
Oxford U.P.

YOPPKE, Christian (2010) *Citizenship and Immigration*, Polity Press. (遠藤乾他訳『軽いシテイズンシップ』岩波書店、二〇一三年。)

明石純一 (二〇〇九) 「入管行政」から「移民政策」への転換—現代日本における外国人労働者政策の分析—日本比較政治学会編『国際移動の比較政治学』ミネルヴァ書房。

小林薫 (二〇〇九) 「ドイツ移民政策における「統合の失敗」」『ヨーロッパ研究』(東京大学ドイツ・ヨーロッパ研究センター) 第八号、一一九—一三九頁。

水島治郎 (二〇一三) 『反転する福祉国家—オランダモデルの光と影』岩波書店。

渡辺博明 (二〇一三) 「スウェーデンの移民問題と政治」松尾秀哉・白井陽一郎編『紛争と和解の政治学』ナカニシヤ出版。

※本稿は、平成二十五年度二十一世紀文化学術財団学術奨励金「ナショナルリズムの規範的政治理論構築—在日外国人の就労問題を手掛かりに」の成果の一部である。